



こんにちは  
日本共産党品川区議会議員  
**鈴木ひろ子** です

事務所 中延 2-11-7 TEL3783-8833  
区議団控え室 (品川区役所内) TEL5742-6818

住民税増税はんたーい!  
平和憲法守ろう! 2007. 6. 10  
旗の台・中延地域の  
**くらし・平和を守るパレード**



**雨の中60名が参加**  
沿道からもたくさんさんの声援  
「くらしと憲法を守るパレード」は地域の  
新日本婦人の会、生活と健康を守る会、  
民主商工会、民主青年同盟、宗

住民税は2倍を超える大増税、払った年金はいったいもらえるの? 憲法変える手続き法案強行可決、「もう黙ってはいられない」と6月10日、旗の台と中延の地域で「くらしと憲法を守るパレード」が行われました。



教者、日本共産党、趣旨に賛同する個人の方々60名の参加で行われました。思いをこめてつくったプラカード、風車や風船、のぼりをもちながら、途中から降り出した雨にも負けず、「定率減税復活せよ」「大企業・金持ち減税許さないぞ」「日本を戦争する国にするな」「消えた年金 国の責任果たせ」と元気の声をまことに響かせました。沿道からは拍手や「がんばれよー」とたくさんの方から声援が寄せられました。

パレードは10時に旗の台公園を出発、旗の台商店街・荏原町商店街・荏原町駅前・仲通り・昭和通り商店街・浪花会通り商店街・東中延公園まで約3km。これからもくらし・憲法を守るため、一緒に声に出し、行動していきましよう。

# ご存知ですか？ 要介護4、5の方は品川区でも 障害者控除 受けられます

さらに中・軽度の方にも拡大を求めています



●同居する特別障害者の親（70歳以上）  
を扶養する場合の控除額

	所得税	住民税
老人扶養親族	48万円	38万円
同居老親等加算	10万円	7万円
同居特別障害者加算	35万円	23万円
特別障害者	40万円	30万円
<b>控除額合計</b>	<b>133万円</b>	<b>98万円</b>

●障害者控除額  
(本人、配偶者、扶養親族とも)

	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者（重 度、寝たきり）	40万円	30万円

6月からの住民税の大増税に  
対して驚きと怒りが広がって  
います。日本共産党は、住民税中  
止を求める緊急署名に取り組ん  
でいますが、同時に、「今ある  
制度活用で減税を」とお知らせ  
をしています。

**要介護4と5の方に  
品川区が認定証発行**

要介護4と5の方に対して、  
障害者手帳がなくても、品川区  
から「特別障害者に準ずる」と  
して『認定証』が発行されます。  
この認定証があれば、障害者と  
同様の控除（上記表参照）が受  
けられます。特に70歳以上で要  
介護4か5の親を扶養している  
場合、所得税で133万円、住  
民税で98万円の控除がされます。

**軽度・中度の要介護者へ  
も対象拡大を**

123区で17区まで広がる  
私・鈴木は02年3月の予算議  
会総括質問のときから、軽度・  
中度の要介護者まで「障害者に  
準ずる」認定証を発行すべきと  
質問。その後も機会あることに  
取り上げてきました。また共産  
党区議団として区長要望も何度  
も行ってきました。  
23区ではすでに17区まで「軽・  
中度の障害者に準ずる」との認  
定証を発行しています（下の表参  
照）。品川区も対象拡大に足を  
踏み出すべきです。



介護保険の認定費料をもとに  
軽・中度でも障害者  
控除対象になる区  
(目黒区は要介護2以上)

東京23区  
全調査

**無料** **法律・生活相談会**  
6月27日(水)午後6:30~  
鈴木ひろ子事務所  
中延2-11-7 TEL 3783-8833

